

仕 様 書

- 1 修 繕 名 秋田県立秋田北鷹高等学校 自動水栓設置修繕
- 2 概 要 受注者は、別添設計書に基づき次の業務を実施するものとする。
○自動水栓設置
【合計84箇所（トイレ内手洗76箇所、水飲み場手洗4箇所、保健室内手洗1箇所、図書室内手洗1箇所、職員室内手洗2箇所）】
・既存の手洗水栓をセンサー式手洗自動水栓にし、関連配管との接続により使用可能な状態にする。
・全て乾電池式とする。
- 3 場 所 秋田県立秋田北鷹高等学校（北秋田市伊勢町1-1）
- 4 完 成 期 限 令和4年1月31日（月）
※設置完了及び動作確認済みであること。
- 5 特 記 事 項
- (1) 受注者は発注者に、契約締結後10日以内に工程表を提出すること。
 - (2) 受注者は発注者と連絡調整のうえ、業務を行うこと。
 - (3) 業務実施の際には、施設に損害を与えないこと。
 - (4) 業務期間中は、学校内の安全に配慮し、特に生徒、来校者等の安全に心がけること。
 - (5) 受注者は試運転、調整及び取扱方法に関する説明を行うこと。
 - (6) 運搬、調整、試運転、教習、検査などに係る、改修に要する経費は、受注者の負担とする。
 - (7) 業務終了後は、修繕完了届及び業務成果の概要を記載した完成図書を提出すること。
 - (8) 検査は、発注者、受注者、双方立ち会いのもとで新しい機器が全て正常に動作するか確認したうえで完了する。
 - (9) 保証期間は1カ年（ただし、メーカー保証期間が1年を超える場合は、メーカー保証等の期間）とし、その間に通常の使用で不具合が生じた場合は、無償で修理・調整を行うものとする。
 - (10) 本体の取扱説明書を添付すること。
 - (11) 受注者は、業務に伴って必要なくなった既設部品及び発生した廃材・梱包材は、全て諸法令に基づき処分すること。